

令和 7 年 11 月

入札参加資格者の皆さまへ

和歌山県会計局 総務事務集中課

役務調達業務における再委託の取扱いについて（お知らせ）

和歌山県（以下「県」という。）が締結する役務調達業務の契約において、契約の相手方（以下「受注者」という。）が、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせる行為（以下「再委託」という。）は禁止となっています。

ただし、あらかじめ県に再委託承認申請書を提出し、承認を得た場合は、業務の一部について再委託を行うことができます。

記

1 再委託の承認申請基準

再委託を行う必要がある場合は、次のいずれにも該当しない場合に限り、再委託の承認申請をすることができます。

- ・業務の全部又は主要な部分を一括して再委託すること
- ・同案件の競争入札における他の入札参加者に再委託すること

2 再委託の事前承認

再委託を行う必要がある場合は、あらかじめ県の承認を得る必要があります。

別紙様式「再委託承認申請書」により、県に対して申請を行ってください。

3 再委託時の受注者の責任と責務

業務の履行に係る再委託先等の行為について、受注者は県に対して全ての責任を負うことになります。

そのため、仕様書等で定める機密保持等、受注者の責務を再委託先等も負うように必要な措置を講じるとともに、再委託先等が無断で更なる再委託等を行わないように、適切に指導・監督をしなければなりません。

別紙様式

年 月 日

再委託承認申請書

和歌山県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けで締結した _____
に係る契約について、再委託を行いたいので下記のとおり承認を求めます。

記

(1) 再委託の相手方

ア 所 在 地

イ 商号又は名称

ウ 代表者職氏名

(2) 再委託する業務内容

(3) 再委託の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 再委託を行う理由